【国際】様式第１１

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約

**分譲請求書**

（法令上の資格を有する者）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 独立行政法人製品評価技術基盤機構　特許微生物寄託センター長　殿千葉県木更津市かずさ鎌足2-5-8 122号室 | 提出日 | 年 | 月 | 日 |
|  |  |  |

請求人は、ブダペスト条約に基づく規則 11.3(a)によりⅠ欄の微生物の試料の分譲を請求し、併せて提出する別添の「微生物の使用に関する承諾書」の記載事項を承諾します。

|  |
| --- |
| Ⅰ．微生物の表示 |
| 識別の表示： | 受託番号：  |
|  | NITE　BP－ |
| Ⅱ．Ⅰ欄の微生物に係る特許出願又は特許 |
| □　特許出願番号： |  | 特許出願日： | 年 | 月 | 日 |
| 特許出願人 | 氏名（名称） |  |  |
|  | 〒 |
|  | 住所 |  |  |
| □　国際出願番号： |  | 国際出願日： | 年 | 月 | 日 |
| 国際出願人 | 氏名（名称） |  |  |
|  | 〒 |
|  | 住所 |  |  |
| □　特許番号： |  | 登録日： | 年 | 月 | 日 |
| 特許権者 | 氏名（名称） |  |  |
|  | 〒 |
|  | 住所 |  |  |
| Ⅲ．情報の請求 |
| 請求人は、科学的性質及び分類学上の位置並びに培養等の条件を記載した書面の交付を、 |
| □　請求します。 | □　請求しません。 |
| Ⅳ．請求書の宛名と送付先 |
| 請求書の宛名 |  |  |  |
|  |
| 請求書の送付先 | 所属： |  |  |
|  | 氏名： |  |  |
|  | 〒 |
|   | 住所： |  |  |
|  | Tel： |  |  |
|  | e-mail： |  |
| Ⅴ．微生物の送付先　（請求人の住所以外へ送付する場合に記入してください。ただし、第三者への送付は認められません。） |
|  | 所属： |  |  |
|  | 氏名： |  |  |
|  | 〒 |
|   | 住所： |  |  |
|  | Tel： |  | 請求人との関係： |  |
|  | e-mail： |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| Ⅵ．法令上の資格を有する者であることの証明 |
| （１）□　Ⅰ欄の微生物に係るⅡ欄の特許出願が当庁にされており、かつ、その特許出願の対象は、Ⅰ欄の微生物又はⅠ欄の微生物の利用に係るものである。□　Ⅰ欄の微生物に係るⅡ欄の国際出願について、当庁が指定官庁であるところの締約国が指定されており、かつ、その国際出願の対象は、Ⅰ欄の微生物又はⅠ欄の微生物の利用に係るものである。□　Ⅰ欄の微生物に係るⅡ欄の特許が当庁により与えられており、かつ、その特許の対象は、Ⅰ欄の微生物又はⅠ欄の微生物の利用に係るものである。 |
| （２）□　特許手続上の公表が下記により行われている。□　当庁□　特許協力条約上の国際公開としての世界知的所有権機関の国際事務局□　請求人は下記により、特許手続上の公表の前にⅠ欄の微生物の試料の分譲を受ける権利を有している。 |
| （３）□　当庁に係る特許手続を定める法令上、請求人は、Ⅰ欄の微生物の試料の分譲を受ける権利を有しており、この法令上の要件を現実に満たしている。□　請求人は、当庁の所定の様式による文書に署名を行っており、そのことにより請求人は、Ⅰ欄の微生物の試料の分譲を受けるための当庁に係る特許手続を定める法令上の条件を満たしているものと見なされる。 |
| 上記のとおり相違ないことを証明する。 |  |
| 工業所有権庁名： |  |
| 署名： |  |
| 所在地： |  |
| 年 | 月 | 日 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 請求人 | 所属： |  | 　印 |
| 氏名： |  |  |
|  | 〒 |  |
|  | 住所： |  |  |
|  | Tel： |  |  |
|  | e-mail： |  |  |
|  |  |  |
| 代理人 | 所属： |  | 　印 |
| 氏名： |  |  |
|  | 〒 |  |
|  | 住所： |  |  |
|  | Tel： |  |  |
|  | e-mail： |  |  |
|  |
| 添付書類： |
| ■　「微生物の使用に関する承諾書（法令上の資格を有する者）」 |
| □　委任状又はその写し　（代理人を立てる場合はチェックをして委任状を添付してください。） |
| □　その他（ |  | ） |



【国際】様式第１４-１

別添

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約

**微生物の使用に関する承諾書**

（法令上の有資格者）

独立行政法人製品評価技術基盤機構

特許微生物寄託センター長　殿

千葉県木更津市かずさ鎌足2-5-8 122号室

微生物の試料の分譲を請求する者（以下「請求人」という。）は、請求人は、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約（以下「条約」という。）に基づく規則（以下「規則」という。）11.3(a)又は11.3(b)に基づいて特許微生物寄託センター（以下「NPMD」という。）から分譲を受けた微生物、及び当該微生物を培養、増幅等することにより生じた当該微生物に由来する一切の微生物（以下、分譲を受けた微生物と併せて「微生物」と総称する。）を使用するに当たり、下記のすべての事項を承諾します。ただし、この承諾書の内容が、請求人に対して法令上の資格を与えた工業所有権庁（以下「工業所有権庁」という。）が示す法的判断に抵触する場合、工業所有権庁の判断を優先します。

1. 利用目的
	1. 請求人による微生物の利用は、工業所有権庁が定める各国の法令等で認める目的の範囲内に限られるものとする。
	2. ＮＰＭＤは、請求人に対して、分譲を受けた微生物が1.1の規定にしたがって利用されたかどうかを確認するために必要な情報の提供を求めることができる。
	3. 請求人は 1.1に定める微生物の利用が終り次第、当該微生物を廃棄し、その使用の終了を確認するために必要な情報を提供しなければならない。
2. 微生物の取扱い

請求人は、微生物の取扱いについて以下の事項を遵守しなければならない。

* 1. 微生物を取り扱う者は、微生物の人体に対する病原性及び実験中に起こりうる生物災害を熟知し、微生物の安全な取扱方法並びに事故発生等の緊急時の処理について熟練していること。
	2. 微生物等は、適切な設備及び管理の下において使用すること。
	3. 独立行政法人製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンターが定めるバイオセーフティレベル2に属する微生物の分譲を受けた場合、その取扱いについては適切に行うとともに、次の事項を厳守すること。
		1. 実験区域を限定した上で実験を行う。
		2. エアロゾル発生の恐れのある実験は保護具を着用し生物学的安全キャビネットの中で行う。実験中は関係者以外の立ち入りを禁止する。
		3. 実験中は関係者以外の立ち入りを禁止する。
		4. 実験に用いた器具及び培養物は実験終了後、滅菌処理をする。
	4. 2.1から2.3に規定する以外に、植物防疫法、家畜伝染病予防法、外国為替及び外国貿易法、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律、微生物及びDNAに関する日本の法令、ガイドライン、諸規制を厳守すること。海外においては、その国の法令、ガイドライン、諸規則等も厳守すること。
	5. 請求人は、微生物が潜在的な危険性を有することを認識し、その使用に当たっては必要な措置を講じること。また、微生物の使用に起因又は関連する一切の損害、損失等を請求人が負担し、NPMDには迷惑をかけないことを保証すること。
1. 微生物の死滅又は汚染等
	1. 分譲された微生物に、死滅又は汚染等の不具合が確認された場合であっても、NPMDは微生物を請求人に再度送付しない。
	2. 3.1において、NPMDは請求人に分譲に係る手数料を返還しない。

4. 個人情報の取扱いについて

4.1　 　NPMDは、分譲請求人から提出された分譲請求書より、個人情報（氏名、所属、住所、電話番号、電子メールアドレス）を取得し、以下の目的に利用する。

イ　　分譲請求人、代理人、寄託者からの問い合わせへの対応、手数料の請求、各通知書の発行、特許微生物の発送、特許微生物の在庫管理等、特許微生物の分譲に必要な業務

ロ　　規則11.4(g)に従い分譲請求書の写し（分譲請求人の氏名又は名称、住所、電話番号、メールアドレス）、分譲した旨を記載した通知書（分譲請求人の氏名又は名称及び住所）を寄託者に提供・通知

4.2　　 NPMDは、条約、法令等の改正に基づき、4.1に規定する利用目的を変更する場合がある。

4.3　　4.1にかかわらず、NPMDは、条約、法令等に基づく開示請求があった場合又は報告義務が生じた場合、個人情報について第三者に提供することができる。

4.4　　個人情報の取扱いについての問い合わせ先は、NPMDとする。

1. NPMDの免責
	1. NPMDは、本承諾書に定める微生物の分譲、これら微生物の請求人による使用その他一切の行為に起因し、又は関連して請求人に生じた損害について、その理由の如何を問わず一切の責任を負わない。ただし、NPMDにおいて条約、規則及び日本国において国際寄託当局が行う特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約に基づく微生物の寄託等に関する実施要綱（平成14年経済産業省告示第290号）に従って本業務を行わず、かつ、そのことについてNPMDに故意又は重過失がある場合にはこの限りではない。
	2. 4.1ただし書に基づきNPMDが負担する損害賠償責任は、請求人から現実に受領した手数料の金額を上限とする。
	3. NPMDは、請求人と微生物の寄託者との間、及び請求人と第三者との間で生じた一切の紛争について、何ら関与する義務を負わず、何らの責任を負わない。
2. 準拠法

本承諾書は日本国の法律に準拠するものとする。

1. 合意管轄裁判所

本承諾書に起因し、又は関連する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意する。

(改定日　2024年5月1日)